

○防衛省告示第百六十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、使用条件変更が平成二十五年八月二十二日次のとおり決定された。

平成二十五年八月二十三日

防衛大臣 小野寺五典

海上演習場関係

◎使用条件変更

三沢対地訓練区域

- 一 平成二十五年九月一日から同月三十日までの間については、現行の使用条件の特例として、十五日を限度として演習時間を午前八時から午後九時まで又は午前九時から午後十時までとする。また、平成二十六年から平成三十四年までの各年の四月一日から九月三十日まで及び平成三十五年四月一日から同年八月三十一日までの間については、現行の使用条件の特例として、それぞれ各月につき十五日及び合計

六十日を限度として演習時間を午前八時から午後九時まで又は午前九時から午後十時までとする。

二 本区域を一に掲げる時間帯に使用する際は、最小限七日間変更しないものとし、原則としてその十五日前（遅くとも五日前）に予告する。

三 一の特例が適用されない期間の演習は、従前の時間帯において行われる。